

政令番号234 臭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.2E+2			120.0		1.1E+3	1,100.0	1,220.0
8	茨城県								
9	栃木県	1.0E+0			1.0				1.0
10	群馬県								
11	埼玉県	1.0E+2			100.0				100.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	2.5E+2			248.0		8.5E+1	85.0	333.0
15	新潟県								
16	富山県						1.3E+2	130.0	130.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.2E+1			12.0				12.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	6.2E+1			62.0		1.1E+3	1,100.0	1,162.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1				0.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	9.8E+1			98.0				98.0
35	山口県	4.3E+2			434.5		7.3E+2	730.0	1,164.5
36	徳島県								
37	香川県	3.0E-1			0.3				0.3
38	愛媛県	1.2E+2			120.0		7.0E+1	70.0	190.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+0	1.0	1.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.2E+3			1,195.9		3.2E+3	3,216.0	4,411.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。